

防医総厚第651号

29. 3. 30

事務局 長  
医学教育部 長  
病院 長  
教務部 長 殿  
学生部 長  
図書館 長  
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長  
(公印省略)

## 非常勤職員の社会保険加入等手続き要領について(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、防医総厚第596号(55. 4. 12)は、本通達の施行をもって廃止する。

添付書類：別紙「非常勤職員の社会保険加入等手続き要領」

## 非常勤職員の社会保険加入等手続き要領

## 1 趣旨

この要領は、防衛省設置法第16条第1項第3号に規定する防衛医科大学校において教育訓練を受ける保健師及び看護師である技官となるべき者、防衛医科大学校に勤務する自衛隊法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員、国家公務員育児休業等に関する法律第7条第1項により任用された隊員及び隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(防衛庁訓令第66号(昭和37年10月29日))第12条の2に規定する非常勤の隊員(以下「非常勤職員」という。)の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という。)加入等手続きの要領を定めるものとする。

## 2 加入手続き等

事務局総務部総務課長又は病院にあっては事務部運営支援課長(以下「総務課長等」という。)は、非常勤隊員に対する社会保険の適用に当たり事務局総務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)に次の届出を行わなければならない。

## (1) 被保険者資格取得の届出

非常勤職員が被保険者の資格を取得した場合は、その資格を取得した日から3日以内に次の書類を提出するものとする。

ア 被保険者資格取得届

イ 被扶養者届

ウ 辞令書(写)

エ 年金手帳又は被保険者証(社会保険、国民年金又は船員保険の被保険者であった者)

## (2) 被扶養者の届出

被保険者が新たに被扶養者を有することとなった場合又は被扶養者がその資格を喪失した場合は、その事実発生の日から3日以内に次の書類を提出するものとする。

ア 被扶養者届

イ 健康保険被保険者証

## (3) 資格喪失の届出

被保険者が退職(継続して任用される者を除く。)又は死亡により資格を喪失した場合は、その資格喪失の日から3日以内に次の書類を提出するものとする。

#### (4) 氏名変更の届出

被保険者に氏名の変更があった場合は、遅滞なく次の書類を提出するものとする。

- ア 被保険者氏名変更届
- イ 健康保険及び雇用保険の被保険者証
- ウ 年金手帳

### 3 資格の確認等

(1) 厚生課長は、厚生労働省所管の日本年金機構及び公共職業安定所(以下「日本年金機構等」という。)から被保険者資格得喪及び却下の確認通知を受けた場合は、総務課長等を経由して被保険者又は被保険者であった者にその旨を通知するものとする。

(2) 厚生課長は、健康保険被保険者証、年金手帳及び雇用保険被保険者証の交付に当たっては交付整理簿(別紙様式)を備えなければならない。

### 4 被保険者証等の再交付の申請

被保険者は被保険者証等を滅失若しくは損傷した場合には、遅滞なく次の書類を総務課長等を経由して厚生課長に提出しなければならない。

- (1) 健康保険被保険者証再交付申請書
- (2) 年金手帳又は雇用保険被保険者証再交付申請書

### 5 健康保険被保険者証の更新

被保険者は健康保険被保険者証の更新のため当該被保険者証の提出を求められた場合には、遅滞なく総務課長等を経由して厚生課長に提出しなければならない。

### 6 健康保険被保険者証の返納

(1) 被保険者が資格を喪失した場合は、その資格を喪失した日から3日以内に健康保険被保険者証を総務課長等を経由して厚生課長に返納しなければならない。

(2) 前号の資格喪失の原因が死亡の場合は、埋葬料又は埋葬費の請求の際に健康保険被保険者証を返納するものとする。

### 7 資格喪失後の健康保険継続手続き

総務課長等は、被保険者が資格喪失後、任意継続被保険者(被保険者期間が2か月以上あった場合で、資格喪失後引き続き2年以内の期間において被保険者となる者をいう。)となることを希望する場合、資格喪失後15日以内に

厚生課長に通知し、所要の手続きをとるものとする。

8 給付の請求手続き

被保険者が社会保険の給付の請求手続きを行う場合は、厚生課長を経由して日本年金機構あて請求するものとする。

9 保険料の納付手続き

支出官又は資金前渡官吏は、社会保険料の納付その他会計法令の定めるところにより所要の手続きをとらなければならない。

10 事務の委任

この通達の実施に関して必要な事項は、事務局総務部長の定めるところによる。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

